

向日市高齢者運転免許証自主返納支援協賛事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、高齢運転者が関係する交通事故が増加するなか、身体機能や判断力の低下により不安を抱えながら自動車等の運転を継続している高齢者に対し、小売店・飲食店等における各種割引等の特典（以下「特典サービス」という。）の提供を通じて、運転免許証の自主返納を促進し、高齢運転者の交通事故抑止を図ることを目的とする。

(事業の概要)

第2条 この事業の趣旨に賛同する事業所等（以下「協賛店」という。）は、運転免許証を自主返納した65歳以上の高齢者（以下「自主返納高齢者」という。）が運転経歴証明書又は申請による運転免許の取消通知書の提示をした場合には、特典サービスを提供するものとする。

(協賛店登録の申込及び審査)

第3条 協賛店の登録を受けようとする者（以下「登録希望事業所等」という。）は、向日市高齢者運転免許証自主返納支援協賛事業協賛店登録申込書（以下「登録申込書」という。）（様式第1号）に必要事項を記載し、市長に申込みものとする。

2 市長は、前項の申込みにより、特典サービスの内容が本事業の趣旨にふさわしいものか否か審査を行うものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛店として登録を受けることができないものとする。

(1) 登録申込書に記載された内容が本事業の趣旨にそぐわない

と認められるとき

(2) 登録希望事業所等が暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にあるもの

(3) 登録希望事業所等の事業又は特典サービスの内容が法令その他公序良俗に反するもの

(4) その他協賛店として適当でないと認められるとき

(協賛店の登録)

第4条 市長は、前条第2項による審査の結果、本事業にふさわしいと認められた場合は、協賛店として登録し、当該協賛店に対して1店舗（1事業所）ごとにステッカー（様式第2号）を交付するものとする。

(特典サービス提供の対象者)

第5条 特典サービス提供の対象となる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に登録されている自主返納高齢者とする。ただし、協賛店が本市と協議のうえ、当該協賛店の責任において、特典サービス提供の対象者に自主返納高齢者の家族や同伴者を含めることを妨げないものとする。

(個人情報の保護)

第6条 本市及び協賛店は、この事業を通じて知り得た個人のプライバシー等に関する情報を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(紛議防止)

第7条 協賛店は、登録申込書に記載した特典サービスの提供を誠実に履行して自主返納高齢者等との紛議の防止に努め、紛議が発

生した場合は誠意をもって解決を図るものとする。

(登録内容の変更)

第8条 協賛店は、登録内容を変更しようとするときは、概ね1か月前までに、向日市高齢者運転免許証自主返納支援協賛事業協賛店登録変更届(様式第3号)に必要事項を記載し、市長に提出するものとする。

2 協賛店は、特典サービスの内容を変更したときは、自主返納高齢者等に混乱を与えないよう配慮するものとする。

(登録の抹消)

第9条 協賛店は、廃業その他やむを得ない理由により協賛店の登録を抹消したいときは、概ね1か月前までに、向日市高齢者運転免許証自主返納支援協賛事業協賛店登録抹消届(様式第4号)に必要事項を記載し、市長に提出するものとする。

2 前項の規定により登録を抹消した協賛店は、ステッカーを廃棄するものとする。

(登録の取消し)

第10条 市長は、協賛店が第3条第3項各号のいずれかに該当すると認めるときは、協賛店の登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録を取り消された協賛店は、ステッカーを廃棄しなければならない。

(登録の期間)

第11条 登録の期間は、登録の日から翌年の3月末日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに協賛店、市長のいずれからも異議の申し出がないときは、1年間の自動更新がなされるものとし、以後同様とする。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、必要に応じて本市及び協賛店が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要領の施行の前においても、この要領の実施のために必要な準備行為をすることができる。

向日市高齢者運転免許証自主返納支援協賛事業 協賛店登録申込書

年 月 日

(宛先)向日市長

所在地 〒

店舗名等
 代表者名 (担当)
 電話 FAX
 E-mail

向日市高齢者運転免許証自主返納支援協賛事業に賛同し、下記の内容で協賛します。

記

(フリガナ) 店舗及び 事業所等 の名称			
店舗及び 事業所等 の所在地	〒		
電話番号		ホームページ	
営業時間		定休日	
業種区分	飲食 ； ショッピング ； レジャー ； 趣味・資格 ； 健康 ； 金融 ； その他()		
特典サービスの 対象者	(運転免許証を自主返納した高齢者以外も対象とする場合に記入してください。例:同伴家族、同伴者全員など)		
特典サービスの 内容	(例) 商品代金割引、無料サービス、ポイントの付加など		

※ 登録いただいた情報につきましては、本市ホームページ等に公表するほか、運転免許証を自主返納された高齢者等に情報提供させていただく場合がありますので御了承願います。

※ サービス内容に変更のある場合、又は中止される場合は、その1か月前までに御連絡ください。

向日市高齢者運転免許証自主返納支援協賛事業 協賛店



氏名	向日太郎	昭和00年00月00日生
住所	向日市寺戸町中野20番地	
交付	平成00年00月00日	12345-1
運転経歴証明書 (自動車等の運転はできません)		
第	123456789101号	
二種	平成00年00月00日	 公安委員会
一級	昭和60年08月01日	
二種	平成00年00月00日	



「運転経歴証明書」の提示で各種サービスを提供します。



向日市
MUKO CITY

向日市高齢者運転免許証自主返納支援協賛事業 協賛店登録変更届

年 月 日

(宛先)向日市長

所在地 〒

店舗名等

代表者名

電話

E-mail

(担当)

FAX

向日市高齢者運転免許証自主返納支援協賛事業実施要領第8条第1項の規定に基づき、次のとおり登録内容に変更が生じたので、届け出ます。

記

※変更が生じた項目のみ記入してください。

(フリガナ) 店舗及び 事業所等 の名称							
店舗及び 事業所等 の所在地	〒						
電話番号			ホームページ				
営業時間			定休日				
業種区分	飲食	ショッピング	レジャー	趣味・資格	健康	金融	その他()
特典サービスの 対象者							
特典サービスの 内容							

向日市高齢者運転免許証自主返納支援協賛事業
協賛店登録抹消届

年 月 日

(宛先)向日市長

所在地 〒

店舗名等

代表者名

(担当)

電話

FAX

E-mail

向日市高齢者運転免許証自主返納支援協賛事業実施要領第9条第1項の規定に基づき、登録抹消を希望しますので、届け出ます。

記

1 抹消年月日

2 抹消理由